

## 日本小児精神神経学会認定医資格の期間延長について

本学会認定医の先生方

認定医・専門医委員会

担当常務理事 山崎 知克

委員長 小石 誠二

この度の新型コロナウイルス（COVID19）の流行への対策として、各学会学術集会なども含め、広い範囲で中止や規模の縮小といった対応が行なわれております。これに伴って本学会認定医資格を更新するための単位も取得が困難になっておりますことに鑑みまして、

**現時点で本学会認定医資格を保持しておられる（認定医証に記載されている資格期間が2020年3月1日または2020年9月1日を含む）先生方につきましては、認定医資格の期間を、認定医証に記載されています期日よりも1年間延長することに決定いたしました。**この認定期間延長につきまして、認定医の先生方へは書面を郵送させて頂きました。この書面は認定医証と共に保管してくださいませよう、お願い致します。他の形で認定医資格の有効期間を証明することが必要になりました際は、本学会事務局までお問い合わせください。

但し、現時点で更新申請が遅れて認定医資格を喪失しておられる先生方が、「更新遅れ」によって資格を回復できる期限につきましては、今回、特に延長などは行わず、従来どおり、資格喪失から2年間を限度とさせて頂きます。

なお、2021年1月には、認定期間が2016年3月1日から、もしくは2016年9月1日からの先生方につきましても更新申請を受け付け、更新が認められた場合の認定期間は、現在の認定証に記載されている認定期間末の6年後（例：現在の認定期間が2016年9月1日からで、更新申請が認められれば、新たな認定期間は、2022年9月1日から2027年8月31日）とさせて頂きます。

子どものこころ専門医を取得予定の先生方は、子どものこころ専門医機構のホームページ <http://kks-kokoro.jp/> を御参照ください。2020年度の、本学会認定医を対象とする試験は、中止となりました。なお、本学会認定医制度の開始後早期に、過渡的措置で資格を取得しておられる先生方は、職歴、10例一覧、詳細記述3例の補充申請を行い、これらが合格しておられることが、子どものこころ専門医試験の受験資格として必要ですので、御注意ください。